
◆ 主催者挨拶 ◆

柳瀬 房子

認定 NPO 法人 難民を助ける会理事長

勝間

皆さんこんばんは。今日はこれから「国際人権シンポジウム：途上国における障害者の人権～障害を持つ人びとの自立支援を目指して～」と題したシンポジウムを開催いたします。難民を助ける会が主催です。そして早稲田大学グローバル COE プログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」が共催となっております。また、アクセンチュア株式会社にはいろいろな面でご協力いただいております。

これからシンポジウムを始めさせていただきますが、先程アナウンスメントがありました通り、同時通訳の機材がございませう。使い方が分からない、あるいはうまく聞けないという方がいらっしやいましたら、挙手してください。そうすると、係員の者がお手伝いに伺います。ご遠慮なく手を挙げてください。

私は、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科の勝間靖と申します。共催を代表しまして、少し早稲田大学についてご説明したいと思います。今、早稲田大学ではグローバル COE というプログラムが運営されております。ここでは、3つの分野に焦点をあてております。1つは、アジアにおける政治と安全保障、2つ目がアジアにおける経済、そして3つ目がアジアにおける社会と文化。こういった3つの側面がアジアにおける地域統合、そして域内の協力にどのように関わり合っていくのかが研究テーマです。そして、これらの3つの領域に同時に関わるような環境問題であるとか感染症予防、あるいは人権レジームといった、環境および「人間の安全保障」という領域の研究が進められています。先程、世界的人材育成の拠点と申し上げましたけれども、私が所属しているのは大学院でございまして、これからアジアでの地域協力を担っていくような人びとを大学院レベルで育成していこうと意気込んでいます。これは日本人だけでなく、アジアの人びとが中心となっていく研究プログラムです。

このグローバル COE のなかで私が担当しているのが、「アジアにおける人権ガバナンス」という研究テーマです。ですから、今日のシンポジウムは「アジアにおける人権ガバナンス」という視点からご協力させていただきます。

それでは主催者を代表いたしまして、「難民を助ける会」の柳瀬房子さんからご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

柳瀬

皆様こんばんは。「難民を助ける会」の理事長、柳瀬房子でございませう。今日はようこそおいでくださいました。ありがとうございます。

「難民を助ける会」は今から29年前に設立されました。日本で初めてインドシナ難民を助けることを目的に設立された、政治・宗教・思想的に中立な団体でございませう。会長は今年96歳になる相馬雪香さん（平成20年11月8日逝去）です。現在も元気で活躍してございませう。

私もこの会の設立準備の時から関わってございませうけれども、その最初から決めて

いた了解事が4つございます。1つは、みなさまからいただいた募金を早く使しましょう。それから2つ目は、呼び水になる活動をしましょう。3つ目が、悪平等をやめましょう。あまりにも平等・公正を意識するために、悪平等になってしまうことがある。善き不平等をしましょうと、私達は言っております。そして最後に、声が届かない人の声を聞きましょう、声のあげられない人の声を聞いた活動をしましょうというのが、私達の会で大事にしてきたことでございます。

「難民を助ける会」の活動のなかには、障害者支援、対人地雷対策、そして緊急支援と3つの大きな柱があります。障害者支援は、特に私達が関わっておりますアジア・アフリカの地域の途上国の方々におきましては、声があげられないのが現状でございます。一生懸命声をあげても届かないのが現実でございます。それを汲み取って、私達の活動を続けてきております。「難民を助ける会」では地雷問題に取り組んでいますが、そのきっかけになったのも、この障害者の方々の声でございます。私共が支援した障害者の方々の多くは、対人地雷の被害者だったのです。

私は一昨日と昨日と、名古屋にこの4人と共に行って参りました。お話しを聞いてくださった名古屋の方々、短い時間ではございましたけれども、大変影響を受けて、途上国の障害者の現状に対して共に心を痛めてくださいました。また、今回お呼びした方々には、日本の代表的な障害者の働く施設であります「太陽の家」を見学されて、とても感動されておられました。いつになったら自分たちの国でああいった施設をきちんと運営して、障害者の方々が自立できるか。まだ5年、10年、20年、30年とかかるかもしれませんけれども、という思いで大きな感銘を受けられて東京にお戻りになったようです。

それでは、これから中西先生の講演もございませし、招聘した4人の方々のお話もございませ。中西先生は日本における国際障害者支援に対して、大変なご経験と影響力をお持ちです。私もお話を聞かせていただくのを楽しみにしてまいりました。

今回の、このプロジェクトに関しましては早稲田大学グローバルCOEプログラムに共催いただきまして、本当に勝間先生ありがとうございます。こういった素晴らしい会場も提供いただきました。

またこのプログラムに対して、アクセンチュアがスポンサーになってくださいました。皆様にこうやってご紹介できる機会を得ましたことを厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。それでは、最後までよろしく申し上げます。

勝間

「難民を助ける会」の柳瀬さん、どうもありがとうございました。

今、お話しにあった通り、「難民を助ける会」では、対人地雷の犠牲にあった方々、当事者の声を聞いて対人地雷の禁止という問題に取り組まれたということでした。皆さんご存じの通り、対人地雷に関しては「オタワ条約」というものが、NGOなどの主導

によって、またいろいろな国々の協力によって締結されています。今、クラスター爆弾の禁止、制限について、いろいろな議論が国際的に行われていますが、当事者の人びとの声を聞く、という原点について教わった気が致します。そういう意味では今日も、当事者の人びとの声を聞くという姿勢を一番に大事にしたいと思っています。それを、NGOの実践、また大学における研究、そして民間企業の社会貢献ということにつなげていけるのではと思っています。

本日は4人の海外からのゲストをお迎えしております。皆さんお手持ちのプログラムを開いていただきますと、右側に海外ゲストのプロフィールというものがございます。4人の方をここでご紹介したいと思います。

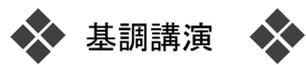
最初に、アジズ・アフマッド・アデルさんでございます。アジズさんはアフガニスタンのカブールのご出身です。理学療法士として公立病院に勤務の後、理学療法専門学校において、教員そして治療指導員として勤務されております。

2 人目、ミャットモーさんです。ミャンマーあるいはビルマのヤンゴンのご出身です。ミャットモーさんは地雷の被害に遭われた方です。美容理容職業訓練校で学ばれた後、現在はチーフ講師として全校の統括をされております。

3 人目をご紹介します。ケンポン・トンシタウォンさん、ラオスのビエンチャンのご出身です。ケンポンさんはポリオ（小児まひ）の後遺症によって小児麻痺の障害をお持ちです。国際 NGO であるハンディキャップ・インターナショナルの職員として勤務されました。また、車いすバスケットにも関わっていらっしゃいます。

4 人目をご紹介します。シリソンスック・スンダラさんです。ビエンチャンのご出身です。ラオスで大学をご卒業後、民間企業、フランス語の通訳、国際 NGO としてフランス大使館で勤務されました。2007年からは新潟県にあります国際大学のMBAコースで勉強されています。息子さんの脳性まひをきっかけに障害者支援に関心をお持ちになって、脳性まひ児のための施設を設立されています。

この4人の方々の声を聞くということですね。パネル・ディスカッションの中で行っていきたいと思っています。楽しみにしております。



中西 由起子

アジア・ディスアビリティ・インスティテート（ADI）代表

勝間

それでは基調講演に移りたいと思います。基調講演といたしまして、中西由起子さんから「権利条約で変わるアジアの障害者」というお話をいただきます。中西さんのご経歴につきましてはプログラムの下に書いてありますので詳しいご説明は致しませんが、この分野での第一人者の方です。障害者インターナショナルアジア太平洋ブロック事務所、ESCAP 国連アジア太平洋経済社会委員会を経て、1990 年にアジア・ディスアビリティ・インスティテートを設立されております。障害当事者の自助活動や自立生活運動に関わっていらっしゃいます。それでは中西さん、よろしくお願いいたします。

中西

ご紹介ありがとうございます。中西由起子と申します。基調講演という光栄な場を与えていただけてとても嬉しいです。きっとこれはアジアの障害者にみなさまが関心を寄せてくださっているからではないか、そう思って今日は参加させていただきました。

このシンポジウムの名称から分かるように「途上国に生きる障害者の現状を知っていますか？」という問いかけが皆様になされている訳ですね。多分、普通に考えると途上国に生きる障害者の現状については、かわいそうなんだ、貧しいんだ、何もサービスが無くて、家の中に籠もっているんだ、そういうネガティブなイメージを持たれる方が多いのではないかと思います。そこで敢えて、今、アジア太平洋の中に元気な障害者がいますので、アジアの障害者に焦点を当てて、なぜ彼らが元気になってきたのか、その背景と共に今の彼らの活動の紹介をしたいと思います。実は、私も厳密な意味ではアジアの障害者なのですが、一応彼らとさせていただきます。

1 枚目のスライド(p.16 下)ですが、これはバックグラウンドとして知っていただけたらと思って出しました。基本的に障害を持っている人たちというのは昔の昔、それこそ何も無かった時代には、大家族制度の中で、自宅でケアを受けていました。

そこから、障害を持っている人を一か所にまとめて世話をした方がいいのではないかと、そして障害者であってもこんな事ができるんじゃないか、あんな事ができるんじゃないかというアイデアが出てきたり、またそれと平行して経済が進み、今まで家の中で障害者をケアしていた女性が外に出て働くという現象が起こる訳ですね。そのため、施設化がどんどん進みます。障害を持っている人たちは施設に入って、そうすれば家の中でただ置いておかれるよりも、きちんと食事ももらえるし、毎日が楽しく過ごせるのではという発想の下に、この施設の政策、別の言葉で言えば隔離の政策ですか、これがだんだんと強化されていきます。

それに伴って、障害者が一か所にいるので障害者をケアする技術も発展してきて、医療リハビリテーションの領域での技術がだんだん専門化する、そして拡大していくという状況が生まれます。この状況の中、例えば第一次世界大戦、第二次世界大戦を経て、障害を持っている人の人口が飛躍的に、先進国を中心に増えます。そうすると、その人達を私達はケアしきれぬのか、社会に復帰してもらわなきゃいけないからということで、リハビリテーションの専門職の部分はもっと強化されてきました。

しかし、その隔離をする、障害を持つ人達を別個に扱う、それでいいのだろうかという疑問が第二次世界大戦以降、世の中が落ち着いてきて、みんなが障害を持っている人の状況にきちんと対応しようと考えた時に出てきます。それは、施設収容への疑問であったり、統合とかメインストリーミング、インクルージョンという言葉で表される新しい概念の提案という形で現れます。また、教育においては、特殊教育、こういう障害者だけを別途にしているものはいいだろうか、インクルージョン教育が当然なんだ、その考え方も出てきます。

その中から障害を持っている人の権利を認めようという動きも生まれ、権利意識が高まったところで、2006年に国連で障害者の権利条約が採択されました。そして、めでたく今年の5月に批准をする国が20カ国を越えたので、これで条約として正式なものとして認められました。今後、どういう方向に進んでいったらいいかについては、私の提案は障害者が地域の中で確立した個人として、他の人達と平等なレベルで生活できる、自立生活を提案したいと思います。条約に関して言えば、2008年の6月9日現在の情報ですが、世界27カ国が批准しています。その中でアジアは、バングラディッシュ、インド、フィリピンが批准しました。タイでは今国会審議を経ていて、もうじき批准だと聞きましたが、まだその数は多くはありません。ただそのインパクトは後ほどお話いたしますが、大きなものがあると思います。

これが、批准した国の状況です(p.17 下)。多分、皆様から見て黒く見える国が全く署名も、批准もしていません。署名というのは条約を守っていきますという国の意思表示みたいなもので、全く意味はなさないのですが、それすらしていない国です。多いですね。こうして見ていただくと。特に大国のロシアとかアメリカはしていません。

それから、皆様から向かって1番右の **Ratified Convention&Protocol**。この条約と議定書、もしくはそのもう1つ左の、条約だけを批准した国というのは、アフリカで結構目立っているかな。やっぱり途上国が多いですね。何故かという途上国の場合には法制度が整っていません。それが為に批准するにしても、すぐに国内法との摩擦という問題がないので可能な訳です。ところが、日本のように障害者に対する法制度が整っている国においては、これを批准しようとなると国内法との調整が必要であって、私達、障害者の運動をやっている者にとっても、これをすぐに批准するよりも、むしろ国内法をきちんと条約に合わせて整備して、そして批准して欲しいと思っているので、問題なく待てるという状況です。

アジアの国々で条約に批准している国は少ないにしろ、ここ近年、随分権利意識というのが発展してきています。それが、アジア太平洋の中で条約の討議に加わって、それを成立させた力にもなっているんですが。例えばどのようなレベルでこれが、アジアの中で進んできたかを考えてみます。

まず、世界に目を向けますと、71年に知的障害者の権利宣言、75年に障害者の権利宣言があって、障害者の人権という意識が向上しています。ただこの場合の世界レベルは、アジア太平洋レベルにそんなに影響を及ぼしていません。

むしろ、アジアが関与するようになったと言われるのは1981年のIYDPと言われる国際障害者年です。この時にはアジアの多くの途上国の人達に聞くと、やはり自分の国の障害に関する歴史を語る時に、この時から語り始めたい、この時にいろんな事が起こってきて歴史はここに始まるような気がすると言う人が多いんですね。それ位、インパクトを与えた年です。この年が重要なのは、International Year of Disabled Persons、「障害者自身の年」になっていることです。最初の提案では障害者の為の年だったんですね。それを世界の障害を持っている人の為じゃなくて、障害者の主体的行動を尊重しようという意識から名前が変わりまして、これによってアジアでも人権を中心とした福祉という考えに影響されるようになりました。

そして82年には、IYDPに続く障害者の10年の為の行動計画ができましたが、結局、10年はアジア太平洋ではあまり活発ではなくて。この10年を延長しようかどうかと考えた時に、アジア太平洋の人達は、ぜひこの10年は続けて欲しいと希望しました。ところが他の国際的な障害者団体、特に先進国の団体は10年やって、あんなに上手くいかなかったんだからと。このままやっても何にもならないから、条約の形で新たに運動を起こそうと提案し、先進国、途上国の意見もまとまらず条約の提案は否決されたまま、アジア太平洋では独自に1983年からアジア太平洋障害者の10年を始める訳です。それで、これは1993年から2002年の間の10年で、アジア太平洋独自の、国連を巻き込んで、ESCAP、つまり国連アジア太平洋経済社会委員会を主体、中心として活動計画をつくりました。

この10年の特色なんですけれども、今までと違って、策定時から障害者当事者団体が参加しています。それからプロジェクトの実施においては、NGOと共同で実施しています。それから各国政府に意思表示を迫るような「アジア太平洋の障害者の完全参加と平等宣言」これに署名するようにしています。それから、行動計画を作る時にも事務局であるESCAPがたたき台を作って、広くみんなにまわし、そしてこのAgenda for Actionが成立しました。その結果Agendaは、いろんな人の意見が入っている、かなり長いものになってしまいましたので、それを整理してターゲットを作りまして、いついつまでにそれを実施するというような、分かりやすい形の行動計画に変えています。それからESCAPでは2年に1回、進捗状況の検討会議がありましたので、国は否応なしに何かやらなければならない、そうしなければ報告する事が無いという状況に追い込まれた訳です。

そしてこの10年は、2002年までに様々なことをいろんな国で起こしまして、国連の10年に比べて、すごく成功であるという評価を勝ち得ました。その為、障害当事者団体は第二次の10年をと希望しました。私が属するDPI、障害者インターナショナルは

1999年にESCAPで「アジア太平洋の障壁からの開放」の十年を提案しました。つまりアクセシビリティというのは誰にとっても、どの障害にとっても問題ですので提案をしたのですが、それがいろいろな討議を経まして結局2003年から、長い名前ですが「アジア太平洋地域の障害者のための包括的で、障壁から解放され、権利に根ざした社会に向かう行動のためのびわこミレニウム・フレームワーク」という行動計画となりました。BMFと言います。そしてその中で7つの優先分野が出されました。

見てください(p.20 上)。優先分野の1番中心となる、重きを置かれている所は障害者の自助団体です。今までは、このような行動計画においては必ずリハビリテーション、それがトップに出てきました。しかし、もう第二次アジア太平洋の10年の時代、つまりBMFの時代になると優先課題は障害者のエンパワーメント、自助団体を通してのエンパワーメントです。もちろん地域の事情を考慮して家族および親の会のエンパワーメントも、それから女性障害者のエンパワーメントも重要視されているので、真ん中の丸の中に入っている訳です。そして、そのエンパワーメントを実施する方法として中心を囲むかたちで5つの課題、例えば雇用であったり、交通機関のアクセス、コミュニケーションでのアクセス、貧困削減、教育、そういうものが入ってきて、今までとガラッと違う構成になっています。つまりアジア太平洋の障害者はそこまで政府の見方を変えるぐらいに力をつけてきてるんですね。

法律の分野でも同様なことが言えます。スライド(p.20 下)のような法律がいろんな国で第一次、第二次の10年の間に整備されました。今まで法律というのは政府が作って、それを障害者、関係者が受益者として受けるという、そういう形だったんですが、この10年の間にこの法律の流れを見てみると、主立った法律の策定には必ず障害者団体が関与しています。例えばインドの95年の障害者（均等機会、権利保護、完全参加）法それから、タイの障害者リハビリテーション法、バングラディッシュの障害者福祉法、マレーシアの障害者法、これらは政府が法案を準備しているその最中、障害当事者団体が多くの意見を寄せましたし、また、なかなか政府が採択しないのに業を煮やして、障害者団体が座り込みをする、政府に対して要望を出す、そのような政治行動も起こしました。その結果、成立した法律です。

今、私が期待しているのはカンボジア、ベトナム、ラオス。これらの国ではもう法案ができてるんですね。カンボジアにおいてもラオスにおいては、障害当事者団体がこの策定に関わっていて、早く政府に採択をしてくれと迫っています。この2カ国で準備ができているんだから、早く採択して欲しい、きつとこの権利条約の進展に合わせて、法律もできるのではというのが1つの期待です。それからベトナムに関しましては、政府のほうが先に動きました。もう諸外国では立派な法律ができています、しかし我が国では政令しかない、政令というのは法的な力を持たないものですよ。だから法律を作りたいということで、この草案の作成のために、例えばとてもいい障害者の人権法であるというアメリカのADA、障害を持つアメリカ人法。それから日本にきて障害者の自立生活、そういうものをベトナムのお役人が勉強して帰りました。その結

果、ベトナムでは障害当事者が政府に対して要望を出すところまで行くかどうか分かりませんが。私達、外国の仲間つまりアメリカの障害者、日本の障害者を通して、ベトナムの障害者が欲するような法律ができるお手伝いができているのではないかと思います。カンボジア、ベトナム、ラオス、これらの国での法律がうまくいくことによって、10年で築かれたアジア太平洋での障害者の権利に関する考え方がもっと強化されたと言えます。

アジア太平洋の障害者の10年では、アジア太平洋の障害者は自分たちのために一次・二次の、つまり1993から2002年、2003から2012年までの20年を決定し行動したわけですね。でも、それが期せずして世界に大きな影響を与えました。つまり、この意味では世界に対するリーダーシップが取れたわけですね。例えば、アジア太平洋の10年が上手くいっている、というのを見たアフリカが、もう2000年には自分たちでアフリカの障害者の10年をやりたいという事で、アフリカ統一機構、今のアフリカ連合ですよ。それを動かしてアフリカ障害者の10年を作りました。

それに刺激を受けて中東の国々は、アラブ障害者の10年を2004年から2013年の10年の枠組みで今、実施しています。ちなみにアフリカに関しましては、アジア太平洋と同じように第二次を今、模索しているところです。ラテンアメリカの国々もアジア太平洋のように、やっぱり10年がなければ自分たちの地域は後れたままであるという現実に直面して、いろいろな形で10年をやりたいと頑張ってきたんですけども、例えば障害者年の1年だけにされてしまったとか、なかなか行動のきっかけがなかったものが、やっと2006年になりまして、米州機構という北米、南米を包括する機構がありますよね。そこで障害者の権利と尊厳のための米州の10年を採択することができました。アジア太平洋の障害者は、ただ大人しいだけではなくて、世界にこのようなモデルを提供できたわけですね。

モデルとなる障害者はどんな考え方をしているのか。まず、もう自分たちの障害に対しては、否定的な見方をしません。肯定的な障害者観を持っています。つまり障害は悪い事ではないという考え方。例えば皆様もいまだに「障害予防」という言葉を使っているんじゃないかと思えます。「障害予防」という言葉はもう使わないでください。「障害原因の予防」もしくは「障害となる状況の予防」そういう風に言っていただきたいと思えます。「障害予防」としてしまうと障害は悪い事だから防がなければいけないという意味になりますから、私達自身も決してそうは言いません。自己否定につながるんですよ。「障害予防」ではなくて「障害原因の予防」を使用し、障害は悪い事ではないと主張しているのです。

また、私たち障害者の間でよく言われているのが「Nothing about us without us」という言い方です。つまり「我々に関して何事も我々抜きにはできない、決められない」という高いプライド、権利意識がその背景にあるのです。これは今、あちらこちらで使われているフレーズで、先進国だけではなく途上国でもこの言い方は当たり前のよう

に使われています。

新しい障害者観のもう1つは、高齢化社会の問題に影響を受けています。障害を持っている人は高齢化社会の中でのパイオニアです。例えば皆様、駅でエレベーターをご覧になったことがありますよね。最初、政府はエレベーターではなく、エスカレーターの方が安いから、障害者用の施設としてエスカレーターを作るという事に固執したんですが、日本の障害者は「そうではない。エレベーターを作ったらみんながそれに乗れる。エスカレーターだったら障害者を乗せる為にそれを止めて他の人の通行を妨げて使わなければいけないから、駄目なんだ。高齢者には使いにくいから駄目なんだ」という事を強く主張して、エレベーターを選びました。この考え方は広く海外でアクセスの運動を進める時に伝えられて、海外の障害者も障害者の階段、段差の解消にはエスカレーターではなくて、リフト、エレベーターをと、という風に運動するまでに至っています。もちろん使っているのは高齢者のみでなく、乳母車のお父さん、お母さんもすごく多いですよ。障害者は、高齢化社会、住みよい社会へのパイオニアです。

このようにアクセスが整ってくると、障害を持っている人達は町に出ることが可能になってきます。バリアフリーになってきます。バリアには物理的なバリアだけではなくて、コミュニケーションのバリア、制度上のバリア、そして人びとの中にある態度のバリアがあるのですが、それらがバリアフリーに変わると、自立生活運動、つまり障害者が一個の人間として自立して社会の中で生きていく、という思想が芽生えます。これは、具体的には1972年にアメリカで始まった運動ですが、先進国にどんどん広まり、そしてこれがアジアの途上国の中で広まっています。まず日本の考え方が韓国にいき、またタイにいき、そしてパキスタン、マレーシア、フィリピン。それらの国々では確固とした自立生活運動があり、自立生活センターが誕生しています。この運動は今まであった障害別の様々な運動体と異なり、クロスディスアビリティ、つまり、障害の枠を越えて発展しています。それがこの運動の強みです。障害者として1つの声でパラダイムシフト、考え方の変革を叫び、また環境の変化を要請していくことができるのです。そしてこれは、障害者がエンパワーされたのでセルフヘルプ、自助の活動でもあります。

パキスタンの場合ですけれども、ピア・カウンセリングがまず紹介され、それからスライドで見れば分かるように、新しい運動としてイスラム圏の活動に関わらず女性まで巻き込んだ一大運動となっています。彼らはパキスタンで起こった地震の際には、特に家の下敷きとなって障害者となった女性のために大きな働きをしました。

韓国での自立生活運動では、韓国の障害者運動が強力であることがその発展を助けました。例えば、これは駅なんですけれども(p.23 上)。国がなかなかエレベーターをつけなかったんです。簡単なリフトで、それも係員無しで自分で操作しなければいけなかったんで落ちて死んだ人が3人も出た。もうそこで自分たちは待ってられない、

という形でデモを繰り広げました。これは地下鉄の駅です。障害者の何人かは、その線路の所まで降りて自分たちの体や車椅子を鎖で線路にくっつけて、写真見せてもらったんですけども、もう向こうから地下鉄がどんどん、どんどん近づいてくるんですね。そういう中、体を張ってアクセスの為に戦いました。また、バス、地下鉄等でのアクセスを図るために人権委員会に籠城もしましたし、かなり力づくの運動ですが。今、韓国では日本よりも短時間で多くの自立生活センターが全国に誕生するに至っています。

フィリピンに関しましては、まだ歴史が浅く始まったばかりで。みんながハードな面だけではなくてソフトの面からということで、ピア・カウンセリングに力を入れているところです。

タイでは、自立生活の運動家がスライド(p.24 上)で見て下されば分かるように、例えばスカイトレイン、モノレールのことですね、そのアクセスを求めてデモをしました。それから左の写真は、新しくできた国際空港のアクセスチェックをしているところです。そういう時に彼らは一丸となって働きますし、また、自分たちの中での重度障害者を助けるということに一番力を入れているのが、タイの自立生活運動です。

自立生活運動が権利の推進のために、今後大きく発展すると考えるのは、自立生活センターが個人の自己決定を重視するからです。自己決定、もしくは自己選択としてもよろしいですが。自立生活センターはサービス事業体として、さっきお話したピア・カウンセリング、それから自立の技能を伝える自立生活プログラム、それから、重度障害者の生活になくはない介助サービスを提供し、また運動体の側面も持っていて、個人アドボカシー、システムアドボカシーも行います。これらの活動によって私は、アジアの障害者がさらにエンパワーされ、そして権利を基盤とした新しい時代を築いていくのでないかと期待しています。きつここれに続いてお話しいただくアジアからの参加者の方達も何かいいニュースを話してくださるかと思います。ミャンマーでは、障害当事者が中心となって仲間を助ける時代になっているということをお話を聞いてとても嬉しかったです。そういう時代。私達が私達の仲間を助けて、そして障害のない人も支援できるような、そういう時代がくるということをお約束したいと思います。

ありがとうございました。

勝間

中西さん、どうもありがとうございました。拍手で感謝したいと思います。後ほど、中西さんからはいろいろなコメントをいただきたいという風に思っております。中西さんのお話を伺いまして、非常に感銘を受けることができました。「障害者の権利条約」というものが成立している、という事ですね。2006年に採択されて、そして2008年5月、今年ですね、20カ国が批准することによって発効したということです。これは皆さんも新聞記事などでご覧になっているかもしれません。その中でアジアでは、

バングラディッシュ、インド、フィリピン、この3カ国が既に批准をしているという事でした。そしてタイが今、国会で議論しているという風に伺いました。この障害者の権利条約というものは、グローバルなレベル、世界規模でのレベルでの人権レジームという風に言うこともできます。国連憲章から始まって、世界人権宣言が出されてから、ちょうど今年は60周年になります。そして、このほか、2つの国際人権規約があります。

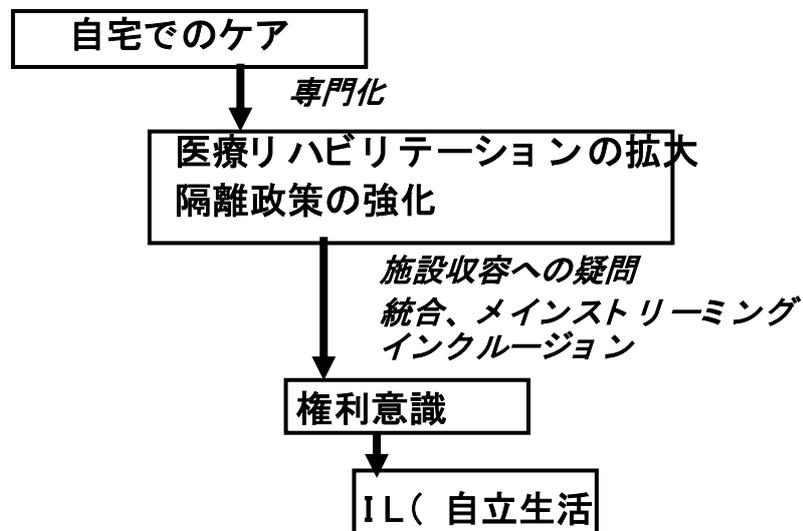
そして、子どもの権利条約とか女性差別撤廃条約、あるいは移住労働者の権利条約といった個別分野でも国際人権が促進されてきました。そういった大きな人権条約というのがあるのですが、それに加えて、障害者の権利条約というものが遂に発効した、そして、それが今年の2008年であるというお話だったかと思います。こういったグローバルなレベルでの人権レジームと、当事者の人々のエンパワーメントというものをどうやって埋めていくか、ということが非常に大きな課題だなと思いました。そのためには、地域レベルでの、特にアジア太平洋における「障害者の10年」というものが非常に大きな地域的な動きとしてあったということ。そしてアジア太平洋の国々においてもですね、人権の制度化、法制化というものが進められてきた。そしてせっかく法律になってもそれが実際に実施されないとあまり意味がありませんが、その実施においては、当事者の人々が現場で自ら検証しながら、バリアフリー、アクセシビリティを求めていくと。そういった運動が展開されているというお話だったかと思います。それでは、今回の主催者であります「難民を助ける会」がこういった形で障害を持つ人々の自律支援を支援してきたか、そういったお話を少し伺いたいと思います。

権利条約で変わる
アジアの障害者
The Convention Changes
Persons with Disabilities in Asia

アジア・ディスアビリティ・インスティテート
Asia Disability Institute

中西由起子 Yukiko Nakanishi

障害者の状況の変遷
Transition of situation of PWDs



アジアでの権利条約の批准国 Asian countries ratified the convention

2008年6月9日現在

世界27か国中

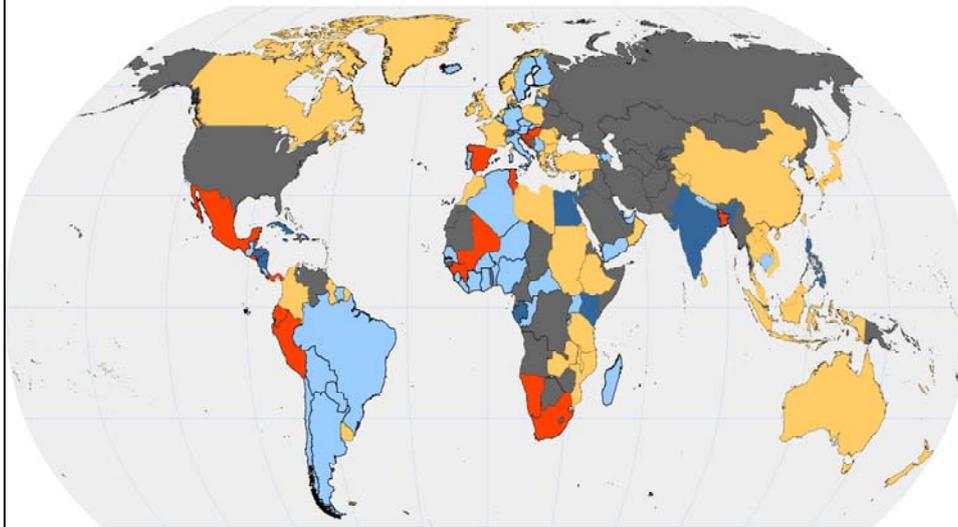
- バングラデシュ
- インド
- フィリピン

批准・署名状況 Signature/Ratification



<http://www.un.org/disabilities/documents/maps/enabemap22May08%20copy.jpg>

■ Not Signed ■ Signed Convention ■ Signed Convention & Protocol ■ Ratified Convention ■ Ratified Convention & Protocol



アジアでの権利意識の発展

Development of Awareness of PWDs' Rights in Asia

- 世界レベルでは、71年に知的障害者の権利宣言、75年に障害者の権利宣言があり、障害者の人権という意識が向上していった。
- アジアが世界の障害問題に関与するようになったのは、1981年の国際障害者年であった。International Year of Disabled Personsという障害者主体の年をへて、アジアも福祉的観点から人権を中心とする観点へと移行していった。
- この年の成功が、82年の「障害者に関する世界行動計画」、その実施にあたって国連障害者の十年(1983-1992)」の採択となった。
- 十年の最後に、人権条約を含め障害者の人権に焦点を当てた文書を作ろうという動きがあったが、十分な支持を得られなかった。アジア太平洋では十年を継続することを望んだが、先進国が賛成しなかった。
- 妥協案として、世界レベルでは国連で1993年に「障害者の機会均等化に関する標準規則」が、アジアではESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)でアジア太平洋障害者の十年(1993-2002)が採択された。

第一次障害者の十年

The First 10 Years:1993-2002

- 初の地域の社会経済委員会
ESCAP(アジア太平洋経済社会委員会)による決定
- 行動計画である
Agenda for Action(行動課題)と107項の目標の採択



第一次十年の特徴

Characteristics of the First 10 Years

- 策定時から障害当事者団体が参画
- プロジェクト実施におけるNGOとの連携
- 政府による「アジア太平洋の障害者の完全参加と平等宣言」の署名
- すべての関係者が参加しての行動計画 Agenda for Actionの策定
- アジェンダ実施のための、ターゲットの設定
- 国の障害調整委員会を招いての隔年での推進状況検討会議の開催

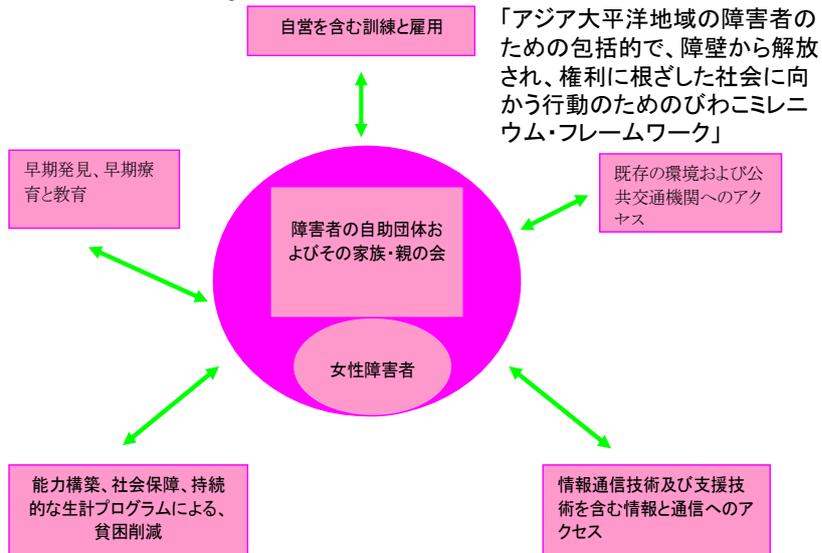
第2次十年(2003-2013)に至る経過

Development to the Second 10

Years(2003-13)

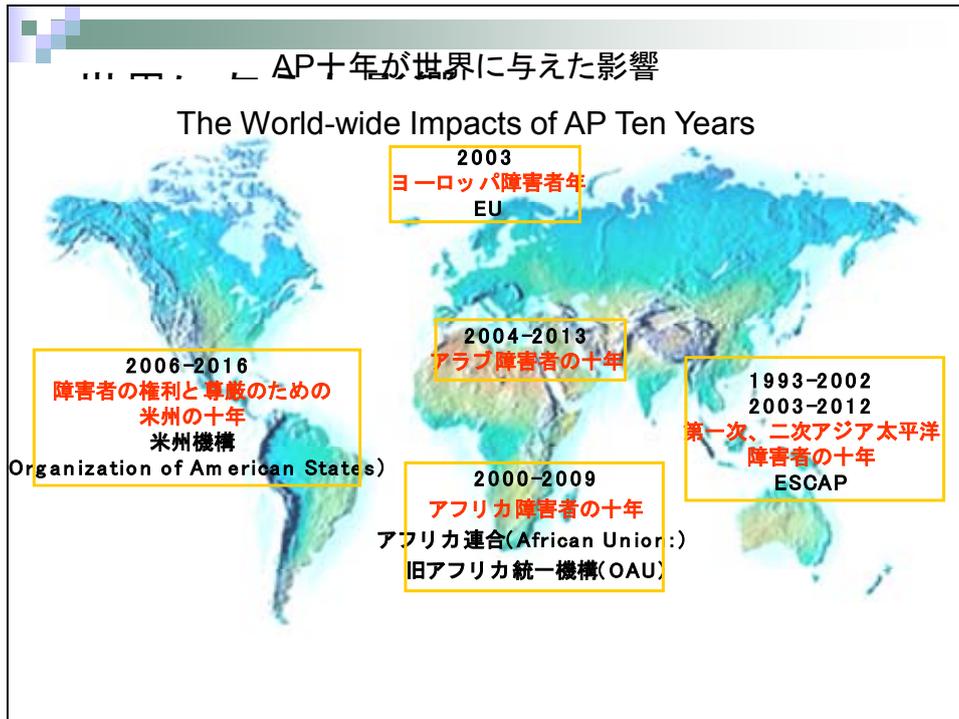
- DPIが1999年にアジア太平洋障壁からの開放運動として提案
- 「アジア太平洋地域の障害者のための包括的で、障壁から解放され、権利に根ざした社会に向かう行動のためのびわこミレニウム・フレームワーク」を策定
- 7つの優先分野を決定
各分野には重要問題とターゲットが準備され、その実施期間となすべき行動が明記された。全体で、ターゲット達成のために18のターゲットと15の戦略が決められた

BMF行動計画での7の優先分野 7 Priority Areas in BMF Action Plan



アジアの法整備:Development of Laws in Asia

インド	障害者(均等機会、権利保護、完全参加)法(1995)
インドネシア	障害者法(1997)
韓国	障害者福祉法(1981年心身障害者福祉法を2000年に改定)
スリランカ	障害者権利保護法(1996)
タイ	障害者リハビリテーション法(1991)
台湾	心身障害者保護法(1997に障害者福祉法を改正)
中国	中華人民共和国障害者保障法(1990)
ネパール	障害者保護福祉法(1982)
パキスタン	障害者(雇用とリハビリテーション)政令(1981)
バングラデシュ	障害福祉法(2001)
フィリピン	障害者のマグナカルタ(1992)
ベトナム	障害者に関する政令(1998)
マレーシア	障害者法(2007)
モンゴル	障害者社会福祉法(1998)
香港	障害差別禁止条例(1995)
準備中	カンボジア(採択まち)、ベトナム(草案策定中)、ラオス(採択まち)



新しい障害者観の創造 Creation of New Views of PWDs

- 肯定的な障害者観—障害は悪いことではない

障害予防

→

障害原因の予防
 障害となる状況の予防

- Nothing about us without us
- 高齢化社会でのパイオニア

自立生活運動の発展 Development of Independent Living Movement

- 先進国での有効と思われていたIL運動が途上国でも始まる
韓国、タイ、パキスタン、マレーシア、フィリピン
- クロス・ディスアビリティ
- 自助活動

パキスタンのIL IL in Pakistan



韓国のIL: IL in Korea



フィリピンのIL: IL in the Philippines



タイのIL IL in Thailand



ILセンターによる個人の自己決定を確立するための活動
Activities of IL centers to establish self-determination

- サービス事業体として:
 - ピア・カウンセリング
 - 自立生活プログラム
 - 介助サービス
- 運動体として:
 - 個人アドボカシー
 - システムアドボカシー



エンパワー
された障害
者による、
権利を基盤
とした新しい
時代の到来

◆ 難民を助ける会の障害者自立支援活動の紹介 ◆

堀江 良彰

認定 NPO 法人 難民を助ける会事務局長

勝間 「難民を助ける会」の堀江さんにプレゼンテーションをお願いいたします。よろしく
お願い致します。

堀江 皆様こんばんは、「難民を助ける会」で事務局長をしております堀江良彰と申します。
海外のゲストの話に移る前に、もう 10 分だけお時間をいただいて「難民を助ける会」
がどういった障害者の自立支援活動をしているのかというのをご紹介させていただきます。

その前にごく簡単に「難民を助ける会」がどういう会かというのを簡単にご紹介しま
す。「難民を助ける会」は、1979 年に当初は「インドシナ難民を助ける会」として、
今も会長であります相馬雪香（平成 20 年 11 月 8 日逝去）によって設立されました。
来年ちょうど 30 周年を迎えます。これまで 50 カ国以上で活動してきました。基本的
には、政治、思想、宗教に中立の立場で人道支援活動に取り組んでいるといった団体
です。現在は、ご覧の海外 9 カ国で活動しております。

さて、「難民を助ける会」がどういった障害者の支援をしてきたかというのをご説明し
ます。まず 1980 年代から、例えばタイ・カンボジア国境の難民キャンプで車イスを配
布するといったような活動をしてまいりました。つまり、当初は難民支援、難民救援
活動の一環として、地雷や戦闘の被害者に対して、そのような障害者に対して支援を
するといったことから始まったと言えます。現在は、すべての障害者が社会に平等に
参加できること目指して活動しております。

途上国における障害者の状況ですけれども、そもそも社会福祉という概念が優先順位
として極めて低いという現状があります。また、社会的偏見も強かったり、そのため
に仕事がないといったような状況もあります。あるいは障害者の基本法などの法整備
の面でも遅れが見られます。また、NGO 活動そのものを制限する国もあります。その
ようなことで障害者あるいはその家族と貧困というものが悪循環によって結びついて
しまっているという現実があります。

その中で「難民を助ける会」は、1 つは障害者やその家族が自立して生活するための
技術を身につけたり、あるいはそもそも持っている能力を高めるような支援をしたり、
または障害者やその家族へ社会的理解が得られるような活動をしてきました。

現在では、障害者支援をしている国とは、この赤く囲んでいる国、アフガニスタン、
タジキスタン、ラオス、カンボジア、ミャンマー（ビルマ）といった国々で、この右
にあるような職業訓練事業や車イスの配布といった事業をしております。

少し具体的な例を紹介します。例えば、カンボジアの職業訓練の様子です。カンボジ

アでは、首都のプノンペンというところに、障害者の職業訓練センターを1993年から運営しております。こちらは、電子機器、テレビやラジオといった機器の修理コースの様子です。あるいはオートバイの修理コース。これは、徒弟制度と言いまして、もともと訓練校を卒業した生徒の家に弟子入りする形で新たな訓練生が技術を身につけるものです。こういった修理コースで技術を身につけて自立をしていくといったプログラムをやっています。1993年の開校以来カンボジアでは、650人以上に対して職業訓練を実施してきました。

また、ミャンマーでも職業訓練をしております。こちらでは、縫製と美容理容といった2コースを設けています。今回のゲストのミヤッモーさんも、このミャンマーの訓練校のチーフインストラクター、講師です。もともとこの訓練校で勉強して、その技術を今は先生となって教えております。ミャンマーでは、2000年にこの訓練校を開校して、それ以来620人以上の卒業生が生まれております。

カンボジアとラオスでは、車イスを製造しております。障害者自身が車イスを作るという状況で、カンボジアでは、年間300台の車イスを製造しております。またラオスでも障害者各人の生活環境や体に合った車イスを作るべく理学療法士による専門家からのアプローチを強化して実施しております。具体的には、車イスを作る前に査定と呼ばれる、体の採寸や環境をよく調べるといったようなことをして各人の生活環境にあった車イスを製造しております。ラオスでは、年間約400台の車イスを製造しております。これまでにカンボジアでは1994年以来約5000台、ラオスでは2000年以来2200台の合計7200台以上の車イスを配布してまいりました。

アフガニスタンでは、協力団体と連携しまして理学療法のクリニックを運営しております。また必要な患者には、同じく協力団体に搬送しまして、義肢や装具といったものも供与しております。この理学療法のクリニックには、年間7000人くらいの患者さんがいらっしゃるという状況です。これも理学療法の様子です。

またタジキスタンですが、私もちょうど先週タジキスタンに行つてまいりました。こちらでは、地域の障害者団体が行う養蜂事業、蜂蜜の事業を支援しております。障害者のための栄養の改善と蜂蜜の販売による経済状況の改善を図っております。

最後に緊急支援ですけれども、5月2日にミャンマーを、サイクロンが襲いました。現地に早速日本人を派遣しまして緊急支援を実施しました。今回の緊急支援では、主に障害者家庭、障害者世帯を中心にお米ですとか食用油、水、塩、鍋といった生活必需品を配布しております。現在も、実はもう災害から1ヵ月以上経ちますが、なかなか支援が届かない現状があり、まだまだ支援が必要です。どうぞ皆様からのご支援を頂ければと思っております。

以上が「難民を助ける会」の障害者支援についての紹介です。どうもありがとうございます

いました。

勝間 堀江さん、どうもありがとうございました。